

福岡県公報

平成23年7月1日
第3274号

目次

告示(第1128号-第1141号)

| | | |
|--------------------------|-------------|----|
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) | 1 |
| ○県営土地改良事業計画の変更決定 | (農村整備課) | 2 |
| ○保安林の所在場所等 | (森林保全課) | 2 |
| ○保安林の所在場所等 | (森林保全課) | 2 |
| ○保安林の所在場所等 | (森林保全課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (森林保全課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (森林保全課) | 3 |
| ○解除予定保安林の所在場所等 | (森林保全課) | 4 |
| ○解除に係る保安林の所在場所等 | (森林保全課) | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 5 |
| 公 告 | | |
| ○福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集 | (自然環境課) | 5 |
| ○旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者の募集 | (教育庁文化財保護課) | 7 |
| ○福岡県営都市公園の指定管理者の募集 | (公園街路課) | 8 |
| ○福岡県立森林公園の指定管理者の募集 | (林業振興課) | 10 |
| ○福岡県緑化センターの指定管理者の募集 | (林業振興課) | 12 |
| ○福岡県身体障害者授産指導所の指定管理者の募集 | (障害者福祉課) | 13 |

○有明海の再生に関する福岡県計画の変更 (水産振興課)15

教育委員会

- 福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課)15
- 福岡県立総合プールの指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課)16
- 福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課)18
- 福岡県馬術競技場の指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課)19
- 福岡県青少年科学館の指定管理者の募集 (教育庁社会教育課)21

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課)22
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課)25
- 政治団体の解散届 (市町村支援課)28
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課)29
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課)30
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課)31

公安委員会

- 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課)31
- 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課)32
- 道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の一部改正 (警察本部運転免許試験課)32

告 示

福岡県告示第1128号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

| | 売りさばき 人証番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|---|---------------|--|--|---------------|
| 新 | 112 | 糟屋郡粕屋町大字戸原235番地の 7 福岡県粕屋保健福祉事務所内 粕屋食品衛生協会 会長 實測 英介 | 糟屋郡粕屋町大字戸原235番地 の7 福岡県粕屋保健福祉事務所内 | 平成23年 6月1日 |
| 旧 | | 糟屋郡粕屋町大字戸原235番地の 7 福岡県粕屋保健福祉事務所内 粕屋食品衛生協会 会長 吉田 司 | | |

福岡県告示第1129号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|------------------------------|----------------------------|-------|
| 県営角田中部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し | 平成23年7月1日から 平成23年8月1日まで | 豊前市役所 |

福岡県告示第1130号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字丸瀨山5190の1、5198の1、5199の1、字久仏5191、5196の1、字平山5193、字堂ノ上6748、6751、6752、字道久保6753の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1131号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字篠瀬308の2、335の2、389の27

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1132号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字本庄712の2、738

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1133号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告

示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字畑2452

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1134号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

田川郡香春町大字鏡山字向山1872の1から1872の5まで、1922の5、1871の1・1872の6・1923（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字サヤガ谷1874、1875の1、1875の2、1875の4、1873（次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1135号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡苅田町大字山口字田中1565の1（次の図に示す部分に限る。）、1565の4、1571（次の図に示す部分に限る。）、1572の1、1572の2、字堀田1574、1579の1から1579の3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1136号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の

解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

福岡市西区大字西浦字ヒシケ640の23

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1137号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市武丸字長浦896番14

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

若宮市水原917番地

八田 誠一

福岡県告示第1138号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市口原字宮ノ前553番5、554番2、555番、556番、557番2、558番、559番2

、591番6及び591番7並びに目尾字下鶴4番1の一部及び3101番4の一部並びに字ナギノ浦3101番1の一部並びにこれらの区域内の水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社 コメリ

代表取締役 棒 雄一郎

福岡県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--------------------------------|-------------------|---------------|
| 北九州 | 県 道 | 薦 野 福 間 線 | 前 | 福津市上西郷382番7先から 福津市福岡40番3先まで | 11.0 ～ 18.4 | 655.9 |
| | | | 前 | 福津市上西郷382番7先から 福津市福岡40番3先まで | 7.5 ～ 22.8 | 662.8 |
| | | | 後 | 福津市上西郷382番7先から 福津市福岡40番3先まで | 11.0 ～ 18.4 | 655.9 |
| | | | 後 | 福津市上西郷382番7先から 福津市福岡40番3先まで | 10.5 ～ 22.8 | 662.8 |
| | | | 後 | 福津市上西郷382番7先から 福津市福岡40番3先まで | 11.0 ～ 22.8 | 678.0 |

福岡県告示第1140号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市新原字ウシロ1048番10、1048番11、1051番3、1051番6及び1051番12

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市駅東1丁目1番1号

古賀市長 竹下 司津男

福岡県告示第1141号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市池田字ハジカメ153番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市池田9番地

三浦 勉 三浦 美弥

公 告

公告

福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
|-----|-------|

福岡県平尾台自然観察センター

北九州市小倉南区平尾台1丁目4番40号

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、指定期間内であっても、県が管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行って

いないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県平尾台自然観察センター（以下「センター」という。）の利用管理に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8に掲げる場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8に掲げる場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年7月29日（金）午前10時00分から

イ 場所

福岡県平尾台自然観察センター

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部自然環境課自然公園係

電話 (092) 643-3369 ファクシミリ (092) 643-3357

公告

旧福岡県公会堂貴賓館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|----------------|
| 旧福岡県公会堂貴賓館 | 福岡市中央区西中洲6番29号 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。

(2) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 旧福岡県公会堂貴賓館（以下「貴賓館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 貴賓館の施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に貴賓館の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(3)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 貴賓館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が貴賓館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年7月28日（木） 午後1時00分から

イ 場所

旧福岡県公会堂貴賓館（福岡市中央区西中洲6番29号）

7 その他

県は、指定管理者と貴賓館の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁総務部文化財保護課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3874 ファクシミリ 092-643-3878

e-mail kbunkazai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名称 | 所在地 |
|----------------------------|----------------|
| 東公園 | 福岡市博多区東公園 |
| 西公園及び大濠公園 (大濠公園能楽堂を除く。) | 福岡市中央区西公園、大濠公園 |
| 名島運動公園 | 福岡市東区名島2丁目 |

| | |
|----------------------------|-----------------|
| 天神中央公園 (旧福岡県公会堂貴賓館を除く。) | 福岡市中央区天神1丁目、西中洲 |
| 春日公園 | 春日市原町3丁目 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 公園施設又は都市公園の一部の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園で制限する行為の許可に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 4の(1)から(5)までに掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各公園ごとに、現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

| 名 称 | 日 時 |
|-----------|-------------------------|
| 東公園 | 平成23年7月19日（火）午前10時00分から |
| 西公園及び大濠公園 | 平成23年7月21日（木）午後2時00分から |
| 名島運動公園 | 平成23年7月20日（水）午前10時00分から |
| 天神中央公園 | 平成23年7月22日（金）午前10時00分から |
| 春日公園 | 平成23年7月25日（月）午後2時00分から |

7 その他

県は、指定管理者と各県営都市公園の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部公園街路課管理係
電 話：(092) 643-3724

F A X：(092) 643-3752

E-mail：koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立森林公園の指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

下記の施設について、それぞれ募集を行う。

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|------------------|
| 福岡県立四王寺県民の森 | 糟屋郡宇美町、大野城市、太宰府市 |
| 福岡県立夜須高原記念の森 | 朝倉郡筑前町櫛木 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争

入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立森林公園（以下「森林公園」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 森林公園の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中から森林公園の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、森林公園の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他知事が森林公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしている者であること。

6 指定の手続等

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各森林公園ごとに、現地において、下記のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

| 名 称 | 日 時 |
|--------------|-------------------------|
| 福岡県立四王寺県民の森 | 平成23年7月22日（金）午前10時00分から |
| 福岡県立夜須高原記念の森 | 平成23年7月22日（金）午後1時00分から |

7 その他

県は、指定管理者と各森林公園の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化係

電話 092-643-3548 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県緑化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|-------------------|
| 福岡県緑化センター | 久留米市田主丸町益生田1125番地 |

2 予定される指定の期間

平成23年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県緑化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているものであること。
- (4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしている者であること。

6 指定の手続等

- (1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げ

る書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年7月22日（金）午後3時30分から

イ 場所

福岡県緑化センター管理棟前（久留米市田主丸町益生田1125）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部林業振興課緑化係

電話 092-643-3548 ファクシミリ 092-643-3541

E-mail rinshinko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県身体障害者授産指導所の指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|-------------------|
| 福岡県身体障害者授産指導所 | 福岡県大野城市曙町2丁目4番18号 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く社会福祉法人であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 身体障害者の更生に必要な授産の実施に関する業務
(2) 福岡県身体障害者授産指導所（5において「施設」という。）の諸施設の維持及び保守に関する業務
(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者の中から施設の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められた者を、指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、施設を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
(4) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8に掲げる場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書
イ 法人の事業及び活動内容に関する書類
ウ 法人の財務状況に関する書類
エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあった者の中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで、（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8に掲げる場所で行う。なお、募集要領については、福岡県のホームページに掲載する。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年7月21日（木） 午後1時30分から午後4時30分まで

イ 場所

福岡県身体障害者授産指導所（大野城市曙町2-4-18）会議室

7 その他

県は、指定管理者と施設の管理に関する基本協定を締結し、管理運営に要する経費は、利用料収入等をもって充てるものとし、詳細は、県と指定管理者が協議して定める。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県福祉労働部障害者福祉課企画管理係（行政棟南棟2階）
電話 : 092-643-3262
F A X : 092-643-3304

E-mail : shogai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成23年7月1日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------|--------------------|
| 福岡県立スポーツ科学情報センター | 福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者
 - ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。
- 4 指定管理者が行う業務
- (1) 福岡県立スポーツ科学情報センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
 - (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
 - (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
 - (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務
- 5 選定基準
- 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も

効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年8月3日（水） 午前10時00分から

イ 場所

福岡県立スポーツ科学情報センター（福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立総合プールの指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|--------------------|
| 福岡県立総合プール | 福岡市博多区東平尾公園2丁目1番3号 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（

以下「申請書」という。)提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)又は会社法(平成17年法律第86号)等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は精算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立総合プール(以下「プール」という。)の利用の許可に関する業務
- (2) プールの利用料金の徴収に関する業務
- (3) プールの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業(施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業)
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からプールの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、プールの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がプールの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること(持参に限る。)

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日(金)から平成23年8月30日(火)まで(ただし、県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日(火)まで(ただし、県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年8月3日（水） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県立総合プール（福岡市博多区東平尾公園2丁目1番3号）

7 その他

県は、指定管理者とプールの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|---------------|
| 福岡県立久留米スポーツセンター | 久留米市東櫛原町173番地 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（

以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は精算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立久留米スポーツセンター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの利用料金の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 団体の事業及び活動内容に関する書類
- ウ 団体の財務状況に関する書類
- エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年8月4日（木） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県立久留米スポーツセンター（久留米市東櫛原町173番地）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県馬術競技場の指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------|------------|
| 福岡県馬術競技場 | 古賀市筵内564番地 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は精算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本応募への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県馬術競技場（以下「馬術場」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 馬術場の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 馬術場の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から馬術場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画の内容が、馬術場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会が馬術場の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年8月5日（金） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県馬術競技場（古賀市筵内564番地）

7 その他

県は、指定管理者と馬術場の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県青少年科学館の指定管理者を次のとおり募集します。

平成23年7月1日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|----------------|
| 福岡県青少年科学館 | 久留米市東櫛原町1713番地 |

2 予定される指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体であること。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の利用の許可に関する業務

(2) 科学館の施設の維持及び保守に関する業務

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- (4) その他福岡県教育委員会が科学館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成23年7月1日（金）から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から平成23年8月30日（火）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成23年7月21日（木） 午後3時00分から午後5時00分まで

イ 場所

福岡県青少年科学館（久留米市東櫛原町1713番地）

7 その他

県は、指定管理者と科学館の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育企画部社会教育課総務班（行政棟北棟4階）

電話 (092) 643-3886 ファクシミリ (092) 643-3889

電子メール ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成23年2月1日～2月28日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者名 | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地 | 一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日 |
|----------------|-------|--------|------------------------------|---------------------------|------------|
| みんなの党福岡県議会第2支部 | 平原 潤 | 平原 博 | 北九州市八幡東区高見2-10-2-1206 | ○ | 平成23年2月16日 |
| みんなの党福岡市議会第1支部 | 吉武 輝実 | 福永 紀子 | 福岡市東区舞松原2-11-9 | ○ | 平成23年2月7日 |
| みんなの党福岡市議会第5支部 | 丸田 輝久 | 田中 芳久 | 福岡市城南区別府7-1-12-1階A | ○ | 平成23年2月14日 |
| みんなの党福岡市議会第3支部 | 御厨 幸弘 | 御厨 春美 | 福岡市中央区赤坂1-7-5-602号 ロマネスク赤坂第2 | ○ | 平成23年2月7日 |
| みんなの党福岡市議会第7支部 | 寺島 浩幸 | 吉澤 英朗 | 福岡市西区姪の浜2-12-5 第一伊東ビル1F | ○ | 平成23年2月14日 |
| みんなの党福岡市議会第4支部 | 富永 周行 | 横木 僚太 | 福岡市南区高宮3-1-16 セリエ高宮1002 | ○ | 平成23年2月14日 |
| みんなの党福岡市議会第6支部 | 平田 眞一 | 平田 眞之助 | 福岡市早良区飯倉6-35-25 | ○ | 平成23年2月7日 |

(7 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者名 | 会計責任者名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------------------|--------|--------|-------------------|------------|
| あべ友子後援会 | 阿部 友子 | 阿部 英毅 | 古賀市今の庄1-1-34 | 平成23年2月4日 |
| あべ弘彦後援会 | 木原 龍一 | 赤星 奉広 | 遠賀郡岡垣町中央台5-4-8 | 平成23年2月24日 |
| アンビシャス春日 | 和田 孝基 | 笠崎 雄弥 | 春日市惣利4-47 | 平成23年2月10日 |
| いいだ浩二後援会 | 飯田 浩二 | 高原 義隆 | 糟屋郡篠栗町大字篠栗4780-9 | 平成23年2月18日 |
| 石橋忠敏後援会 | 石橋 直美 | 野口 あゆみ | 大川市大字向島1918-1 | 平成23年2月2日 |
| 井上誠二後援会（誠友会） | 井上 誠二 | 井上 誠二 | 嘉麻市岩崎996-15 | 平成23年2月10日 |
| いまはせ武和後援会 | 今長 谷武和 | 八尋 富三 | 糟屋郡篠栗町大字尾仲104-1 | 平成23年2月21日 |
| 岩本壮一郎後援会 | 岩本 壮一郎 | 中野 由梨 | 福岡市博多区奈良屋町5-10-5階 | 平成23年2月23日 |
| 梅野忠光後援会 | 梅野 忠光 | 東 孝治 | 久留米市高良内町1259 | 平成23年2月17日 |
| うらベケンコー行政研究所 代表うらベケンコー後援会 | 占部 正文 | 占部 正文 | 福岡市早良区飯倉6-34-53 | 平成23年2月9日 |

| | | | | |
|--------------|-------|-------|--------------------------|------------|
| 江口よしあき後援会 | 江口善明 | 江口由美子 | 久留米市荒木町荒木1634-2 | 平成23年2月14日 |
| 大田かつよし後援会 | 大田勝義 | 大田重信 | 太宰府市大佐野2-5-3 | 平成23年2月9日 |
| 小川洋後援会 | 松尾新吾 | 松田重徳 | 福岡市博多区博多駅東3-4-10 コマバビル1F | 平成23年2月28日 |
| かいだ晴義後援会 | 貝田晴義 | 貝田隆義 | 筑後市大字富久574 | 平成23年2月2日 |
| 川崎ともひろ政策ネット | 川崎智浩 | 川崎智浩 | 福岡市博多区空港前2-1-32-905 | 平成23年2月28日 |
| 元気な太宰府市をつくる会 | 白石卓也 | 楯本茂 | 太宰府市向佐野1-11-25 | 平成23年2月2日 |
| 榊朋之後援会 | 榊朋之 | 榊真由美 | 春日市桜ヶ丘3-64-201 | 平成23年2月23日 |
| 自強会 | 野口慶子 | 足達碧 | 糟屋郡須恵町大字上須恵1127-4 | 平成23年2月22日 |
| しばた真人後援会 | 柴田真人 | 松石弘恵 | 糟屋郡須恵町大字植木714-1 | 平成23年2月17日 |
| じょうご正徳後援会 | 城後正徳 | 武田今日子 | 大牟田市歴木976-24 | 平成23年2月7日 |
| 正義の会 | 山下美丸 | 山下富美子 | 遠賀郡水巻町樋口5-27 | 平成23年2月25日 |
| 千住幹雄後援会 | 柳武正義 | 藤川英則 | 田川郡川崎町大字安真木5669-1 | 平成23年2月4日 |
| たかはら伸二後援会 | 高原伸二 | 三浦雅子 | 古賀市駅東2-3-21 | 平成23年2月14日 |
| 竹野純平後援会 | 竹野純平 | 竹野香代子 | 遠賀郡芦屋町中ノ浜9-21 | 平成23年2月14日 |
| 田中純後援会 | 出口和好 | 楠学 | 行橋市行事4-19-13 | 平成23年2月22日 |
| 富永ひとし後援会 | 富永仁 | 富永昭夫 | 糟屋郡新宮町下府4-6-13 | 平成23年2月24日 |
| 仲野照明後援会 | 仲野照明 | 仲野美喜恵 | 直方市大字永満寺2477-1 | 平成23年2月7日 |
| 中村よしのぶ後援会 | 中村好伸 | 中村好伸 | 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘1-2-5 | 平成23年2月25日 |
| 濱崎太郎後援会 | 久保山一美 | 中村勇次 | 福岡市博多区元町2-2-1-939 | 平成23年2月1日 |
| ひびお洋一後援会 | 日比生洋一 | 日比生利子 | 田川郡福智町神崎1402-2 | 平成23年2月9日 |
| 平田淳介後援会 | 平田淳介 | 植田義春 | 朝倉市大庭4017 | 平成23年2月3日 |
| 平原じゅん後援会 | 平原潤 | 平原博 | 北九州市八幡東区高見2-10-2-1206 | 平成23年2月16日 |
| 福岡県の未来をつくる会 | 松尾新吾 | 松田重徳 | 福岡市博多区博多駅東3-4-10 1F | 平成23年2月10日 |
| 福廣和美後援会 | 福廣和美 | 福廣ハルミ | 太宰府市水城4-3-20 | 平成23年2月9日 |
| 藤石ゆたか後援会 | 藤石豊 | 藤石扶美代 | 糟屋郡須恵町大字須恵664-1 | 平成23年2月8日 |
| 古川みつを後援会 | 古川詳翁 | 古川厚子 | 春日市宝町4-1-101 | 平成23年2月23日 |
| 堀田英雄後援会 | 堀田英雄 | 下川正巳 | 中間市長津1-12-3 | 平成23年2月24日 |
| またけ研二後援会 | 眞武研二 | 眞武研二 | 福岡市東区箱崎1-12-22 | 平成23年2月3日 |
| まつき道後援会 | 松木道 | 松木誠 | 八女市黒木町黒木36 | 平成23年2月22日 |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|-----------------------|------------|
| 松竹ひでき後援会 | 松竹秀樹 | 松竹懐美子 | 筑後市大字前津2285-8 | 平成23年2月17日 |
| ママチャ会 | 前田薫子 | 吉村信子 | 福岡市中央区桜坂1-14-14-2F | 平成23年2月1日 |
| 三角良人後援会 | 三角良人 | 三角節子 | 糟屋郡須恵町大字旅石749 | 平成23年2月14日 |
| むらせ敬太郎後援会 | 村瀬敬太郎 | 渋谷直利 | 糟屋郡篠栗町大字篠栗4348-3 | 平成23年2月28日 |
| 村山弘行後援会 | 松田敏昭 | 村山千恵子 | 太宰府市長浦台1-6-8 | 平成23年2月7日 |
| 山口雅弘後援会 | 山口雅弘 | 高田泰志 | 大牟田市通町2-101 | 平成23年2月25日 |
| 矢山なおじ後援会 | 矢山尚司 | 古川正助 | 糟屋郡新宮町大字新宮118 新宮アンプB号 | 平成23年2月9日 |
| 吉村はるか後援会 | 吉村悠 | 吉村朋美 | 北九州市小倉南区北方1-3-10 | 平成23年2月7日 |
| 米丸たかひろ後援会 | 吉田敏雄 | 米丸妃左子 | 春日市須玖北5-33 | 平成23年2月7日 |
| 龍誠一後援会 | 龍誠一 | 龍淳一 | 大川市大字新田333-1 | 平成23年2月22日 |

(49団体)

福岡県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成23年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成23年2月1日～2月28日

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 | 届出年月日 |
|-----------------|------------|----------------|----------------|------------|------------|
| | | 新 | 旧 | | |
| 自由民主党筑紫野市支部 | 代表者 | 横尾秋洋 | 藤田陽三 | 平成23年2月7日 | 平成23年2月10日 |
| 自由民主党福岡県支部連合会 | 代表者 | 武田良太 | 藤田陽三 | 平成23年1月21日 | 平成23年2月1日 |
| 自由民主党福岡県石油販売業支部 | 代表者 | 浦野澄明 | 前田美彦 | 平成22年5月18日 | 平成23年2月9日 |
| 自由民主党福岡県第一選挙区支部 | 代表者 | 武田良太 | 藤田陽三 | 平成23年2月2日 | 平成23年2月3日 |
| 自由民主党福岡県第二選挙区支部 | 代表者 | 武田良太 | 藤田陽三 | 平成23年2月2日 | 平成23年2月3日 |
| 自由民主党福岡県第六選挙区支部 | 代表者 | 武田良太 | 藤田陽三 | 平成23年2月2日 | 平成23年2月3日 |
| 自由民主党福岡市南区支部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市南区柏原1-10-46 | 福岡市南区老司1丁目27-3 | 平成23年1月27日 | 平成23年2月1日 |
| | 代表者 | 光安力 | 川上義之 | | |
| 自由民主党京都郡支部 | 主たる事務所の所在地 | 京都郡みやこ町綾野182-1 | 京都郡荊田町新津619-4 | 平成23年2月23日 | 平成23年2月28日 |

| | | | | | |
|--------------|------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| | 代 表 者 | 額 田 栄 三 | 荒 木 樹 弥 | | |
| 民主党北九州市若松区支部 | 主たる事務所の所在地 | 北九州市若松区和田町14-32 | 北九州市若松区和田町15-35 | 平成23年2月23日 | 平成23年2月23日 |

(9団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 | 届出年月日 |
|------------------|------------|------------------------------|--------------------------|-------------|------------|
| | | 新 | 旧 | | |
| 池田もところ後援会 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市中央区大手門1-8-11 サ ン古野ビル1F | 太宰府市梅香苑1-9-7 | 平成23年2月15日 | 平成23年2月15日 |
| 井上順吾後援会 | 代 表 者 | 瀧 洋 之 介 | 山 上 成 邵 | 平成22年12月1日 | 平成23年2月28日 |
| 井上幸春後援会 | 主たる事務所の所在地 | 京都府みやこ町犀川大坂506-1 | 京都府荊田町大字尾倉3068-11 | 平成23年2月28日 | 平成23年2月28日 |
| 井本くにひこ後援会 | 代 表 者 | 米 井 潤 | 齋 藤 正 巳 | 平成23年2月3日 | 平成23年2月10日 |
| 岩崎静子後援会 | 主たる事務所の所在地 | 遠賀郡岡垣町東松原1-2-1 | 遠賀郡岡垣町東松原1-17-1 | 平成22年10月18日 | 平成23年2月3日 |
| 牛房よしつぐ後援会 | 代 表 者 | 野 田 正 | 牛 房 良 嗣 | 平成23年2月11日 | 平成23年2月16日 |
| 大谷拓後援会 | 主たる事務所の所在地 | 宮若市宮田215-2 | 宮若市宮田81-1 | 平成23年2月23日 | 平成23年2月23日 |
| 大庭きみ子後援会 | 代 表 者 | 草 場 弘 次 | 徳 田 辰 雄 | 平成23年2月7日 | 平成23年2月8日 |
| | 会 計 責 任 者 | 山 下 千 春 | 内 田 忠 雄 | | |
| 香野信儀後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大野城市山田3-11-1 アイビー ハウス1 | 大野城市山田2丁目9番27号 | 平成23年2月6日 | 平成23年2月8日 |
| 幸福実現党八女後援会 | 主たる事務所の所在地 | 八女市津江1136 | 八女市大島27-1 北島美智人方久 保修一 | 平成23年1月31日 | 平成23年2月9日 |
| | 代 表 者 | 牛 島 茂 | 久 保 修 一 | | |
| 佐藤しげる後援会 | 政治団体の名称 | 佐藤しげる後援会 | さとう茂後援会 | 平成23年2月18日 | 平成23年2月18日 |
| 柴田英明後援会 | 代 表 者 | 柴 田 英 明 | 松 尾 正 則 | 平成23年2月21日 | 平成23年2月21日 |
| しぶやかたとき後援会 | 会 計 責 任 者 | 吉 見 譲 | 小 林 雄 二 | 平成23年2月1日 | 平成23年2月3日 |
| 調たかし後援会 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市城南区七隈4-8-17 | 福岡市城南区金山団地38-401 | 平成23年1月30日 | 平成23年2月1日 |
| 全国石油政治連盟福岡県支部連合会 | 代 表 者 | 浦 野 澄 明 | 前 田 美 彦 | 平成22年5月18日 | 平成23年2月9日 |
| 曾宮良壽後援会 | 代 表 者 | 橋 口 賀 堂 | 石 田 賢 次 | 平成23年2月15日 | 平成23年2月16日 |
| 田頭きくみ後援会 | 主たる事務所の所在地 | 朝倉郡筑前町三並1999-1 | 朝倉郡筑前町森山276-5 | 平成22年4月1日 | 平成23年2月15日 |
| 高瀬ふじお後援会 | 代 表 者 | 進 野 義 政 | 進 野 瞭 | 平成23年2月10日 | 平成23年2月10日 |
| | 会 計 責 任 者 | 高 瀬 伊 勢 男 | 永 岡 勉 | | |

| | | | | | |
|-------------------------|---------------|-------------------|------------------|------------|------------|
| 長 裕 海 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市東区筥松2-21-17 | 福岡市東区箱崎1丁目32-15 | 平成23年2月11日 | 平成23年2月17日 |
| 鶴 隆 治 郎 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 八女市立花町北山819 | 八女郡立花町大字北山819 | 平成22年2月1日 | 平成23年2月17日 |
| | 代 表 者 | 平 隼 太 郎 | 松 尾 芳 雄 | 平成23年2月10日 | |
| 寺 尾 高 良 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 八女市立花町山崎2292-2 | 八女市立花町原島842 | 平成23年2月1日 | 平成23年2月3日 |
| | 代 表 者 | 田 中 修 一 | 吉 田 茂 昭 | | |
| | 会 計 責 任 者 | 青 木 勉 | 田 中 修 一 | | |
| とよ 福 明 子 後 援 会 | 会 計 責 任 者 | 中 西 千 賀 子 | 古 野 明 美 | 平成23年2月8日 | 平成23年2月8日 |
| 中 尾 昌 廣 後 援 会 | 代 表 者 | 国 田 清 司 | 古 谷 末 男 | 平成23年2月28日 | 平成23年2月28日 |
| 長 沢 誠 司 後 援 会 | 代 表 者 | 小 山 田 和 喜 | 小 山 田 利 治 | 平成23年2月17日 | 平成23年2月22日 |
| な か し ま 正 信 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 糸島市志摩師吉1285 | 糸島郡志摩町大字師吉1285 | 平成22年1月1日 | 平成23年2月1日 |
| な が す え 雄 大 後 援 会 | 政 治 団 体 の 名 称 | な が す え 雄 大 後 援 会 | 永 末 雄 大 後 援 会 | 平成23年2月20日 | 平成23年2月24日 |
| | 主たる事務所の所在地 | 飯塚市有安547 | 飯塚市多田192-1 | | |
| | 代 表 者 | 笹 栗 稔 宏 | 永 末 英 雄 | | |
| 西 田 陽 子 と 町 政 を 考 え る 会 | 主たる事務所の所在地 | 遠賀郡岡垣町野間3-1-24 | 遠賀郡岡垣町旭台2丁目26-3 | 平成23年2月15日 | 平成23年2月15日 |
| 直 方 鞍 手 医 師 連 盟 | 会 計 責 任 者 | 古 賀 哲 二 | 太 田 守 行 | 平成22年4月1日 | 平成23年2月3日 |
| 原 崎 と も ひ と 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 福津市若木台3-7-13 | 福津市若木台1-1-11 | 平成23年2月1日 | 平成23年2月3日 |
| | 会 計 責 任 者 | 原 崎 泉 | 池 田 顕 吾 | | |
| 福岡県商工政治連盟遠賀町支部 | 代 表 者 | 原 田 清 吾 | 中 村 光 雄 | 平成23年2月18日 | 平成23年2月23日 |
| 福岡県商工政治連盟粕屋郡篠栗町支部 | 会 計 責 任 者 | 外 蘭 晃 | 中 村 俊 次 | 平成22年5月21日 | 平成23年2月7日 |
| 福岡県商工政治連盟粕屋町支部 | 代 表 者 | 福 田 賢 輔 | 太 田 健 策 | 平成22年5月27日 | 平成23年2月21日 |
| 福岡県商工政治連盟那珂川町支部 | 代 表 者 | 橋 本 悟 | 藤 野 和 美 | 平成22年5月27日 | 平成23年2月16日 |
| | 会 計 責 任 者 | 谷 源 芳 彦 | 橋 本 悟 | | |
| 福岡県商工政治連盟水巻町支部 | 代 表 者 | 今 井 恒 夫 | 住 吉 康 徳 | 平成22年5月22日 | 平成23年2月15日 |
| ふくおか市民政治ネットワーク・宗像 | 代 表 者 | 野 田 幸 弥 | 林 田 公 子 | 平成23年2月24日 | 平成23年2月25日 |
| | 会 計 責 任 者 | 林 田 公 子 | 野 田 幸 弥 | | |
| み や こ 幸 春 会 | 主たる事務所の所在地 | 京都郡みやこ町犀川大坂506-1 | 京都郡菟田町神田町1-14-21 | 平成23年2月28日 | 平成23年2月28日 |
| 牟 田 口 み ち 子 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 三潞郡大木町大字上牟田口914-2 | 三潞郡大木町上牟田口405 | 平成23年2月16日 | 平成23年2月16日 |
| | 会 計 責 任 者 | 真 崎 高 子 | 菰 方 純 子 | | |

| | | | | | |
|------------------|------------|------------------|----------------|------------|------------|
| MELON九州支社社会活動委員会 | 代表者 | 杉田 識文 | 鐘ヶ江 大 | 平成22年8月16日 | 平成23年2月21日 |
| | 会計責任者 | 川内 涼介 | 杉田 識文 | | |
| やつなみ康一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 行橋市西宮市5-24-13中野方 | 行橋市西宮市1-227-1 | 平成23年2月10日 | 平成23年2月16日 |
| | 会計責任者 | 中野 尚幸 | 森本 澄人 | | |
| やの博文後援会 | 主たる事務所の所在地 | 田川郡福智町金田1003-3 | 田川郡福智町金田1006-3 | 平成23年1月31日 | 平成23年2月1日 |
| | 代表者 | 矢野 温 | 毛利 俊二 | | |
| 吉武邦彦後援会 | 会計責任者 | 松尾 博徳 | 花田 雅伸 | 平成23年2月1日 | 平成23年2月7日 |

(41団体)

(3) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 | 届出年月日 |
|------------|---------------|-------------------|----------------------------|------------|------------|
| | | 新 | 旧 | | |
| 幸福実現党福岡県本部 | 主たる事務所の所在地 | 福岡市博多区千代5-5-9岩田様方 | 福岡市博多区千代5-5-9 | 平成23年2月17日 | 平成23年2月17日 |
| | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | | |
| | 公職の種類 | | 衆議院議員 | | |

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成23年2月1日～2月28日

(政党以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|---------------------|-------------|------------|
| 東 廣 喜 後 援 会 | 平成23年1月29日 | 平成23年2月14日 |
| い ず み 守 後 援 会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月8日 |
| 井 上 幸 春 後 援 会 事 務 所 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月28日 |
| 江 口 よ し あ き 後 援 会 | 平成18年12月29日 | 平成23年2月14日 |

| | | |
|-----------------------|-------------|------------|
| 大 橋 恭 三 後 援 会 | 平成22年12月28日 | 平成23年2月16日 |
| 木 村 隆 治 後 援 会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月24日 |
| く ぼ 大 六 後 援 会 | 平成23年1月31日 | 平成23年2月24日 |
| く ぼ た 秀 利 後 援 会 | 平成21年3月31日 | 平成23年2月17日 |
| 康 政 会 | 平成22年12月16日 | 平成23年2月16日 |
| 鷹 木 公 興 後 援 会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月16日 |
| 築 上 改 革 会 議 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月24日 |
| 中 西 つ よ し 後 援 会 | 平成23年2月21日 | 平成23年2月21日 |
| 仲 野 照 明 後 援 会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月7日 |
| 鍋 島 み ね か ず 若 松 後 援 会 | 平成23年1月31日 | 平成23年2月17日 |
| 福 広 和 美 後 援 会 | 平成16年12月31日 | 平成23年2月9日 |
| 藤 石 ゆ た か 後 援 会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月8日 |

| | | |
|------------|-------------|------------|
| 堀田英雄後援会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月24日 |
| 松尾ひとみ後援会 | 平成23年2月10日 | 平成23年2月10日 |
| 松尾浩孝後援会 | 平成23年2月10日 | 平成23年2月10日 |
| 松下ひろき後援会 | 平成23年2月24日 | 平成23年2月24日 |
| 三角良人後援会 | 平成23年2月14日 | 平成23年2月14日 |
| 村上修一後援会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月28日 |
| 山田りゅういち後援会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月24日 |
| 山本昭隆後援会 | 平成23年1月30日 | 平成23年2月10日 |
| 山本康太郎後援会 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月28日 |
| 山脇清後援会 | 平成22年12月30日 | 平成23年2月3日 |
| 龍誠一後援会 | 平成20年12月31日 | 平成23年2月22日 |

(27団体)

福岡県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の

とおり告示する。

平成23年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成23年2月1日～2月28日

| 資金管理団体指定の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 指定年月日 | 届出年月日 |
|--------------------|----------|------------------------------|-------------------|--------|------------|------------|
| 岩本壮一郎 | 福岡県議会議員 | 岩本壮一郎後援会 | 福岡市博多区奈良屋町5-10-5階 | 岩本壮一郎 | 平成23年2月23日 | 平成23年2月23日 |
| 梅野忠光 | 久留米市議会議員 | 梅野忠光後援会 | 久留米市高良内町1259 | 梅野忠光 | 平成23年2月17日 | 平成23年2月17日 |
| 占部正文 | 福岡市議会議員 | うらベケンコー行政研究所 代表うらベケンコー後援会 | 福岡市早良区飯倉6-34-53 | 占部正文 | 平成23年2月8日 | 平成23年2月9日 |
| 江口善明 | 福岡県議会議員 | 江口よしあき後援会 | 久留米市荒木町荒木1634-2 | 江口善明 | 平成23年2月14日 | 平成23年2月14日 |
| 大田勝義 | 太宰府市議会議員 | 大田かつよし後援会 | 太宰府市大佐野2-5-3 | 大田勝義 | 平成23年2月4日 | 平成23年2月9日 |
| 貝田晴義 | 筑後市議会議員 | かいだ晴義後援会 | 筑後市大字富久574 | 貝田晴義 | 平成23年2月2日 | 平成23年2月2日 |
| 榊朋之 | 春日市議会議員 | 榊朋之後援会 | 春日市桜ヶ丘3-64-201 | 榊朋之 | 平成23年2月22日 | 平成23年2月23日 |
| 柴田真人 | 須恵町議会議員 | しばた真人後援会 | 糟屋郡須恵町大字植木714-1 | 柴田真人 | 平成23年2月17日 | 平成23年2月17日 |

| | | | | | | |
|-----------|----------|-----------------|--------------------|-----------|------------|------------|
| 城 後 正 徳 | 大牟田市議会議員 | じょうご正徳後援会 | 大牟田市歴木976-24 | 城 後 正 徳 | 平成23年2月7日 | 平成23年2月7日 |
| 白 石 卓 也 | 福岡県議会議員 | 元気な太宰府市をつくる会 | 太宰府市向佐野1-11-25 | 白 石 卓 也 | 平成23年2月2日 | 平成23年2月2日 |
| 高 原 伸 二 | 古賀市議会議員 | たかはら伸二後援会 | 古賀市駅東2-3-21 | 高 原 伸 二 | 平成23年2月14日 | 平成23年2月14日 |
| 富 永 仁 | 新宮町議会議員 | 富永ひとし後援会 | 糟屋郡新宮町下府4-6-13 | 富 永 仁 | 平成23年2月23日 | 平成23年2月24日 |
| 仲 野 照 明 | 直方市議会議員 | 仲野照明後援会 | 直方市大字永満寺2477-1 | 仲 野 照 明 | 平成23年2月1日 | 平成23年2月7日 |
| 平 田 淳 介 | 朝倉市議会議員 | 平田淳介後援会 | 朝倉市大庭4017 | 平 田 淳 介 | 平成23年2月1日 | 平成23年2月3日 |
| 福 廣 和 美 | 太宰府市議会議員 | 福廣和美後援会 | 太宰府市水城4-3-20 | 福 廣 和 美 | 平成23年2月9日 | 平成23年2月9日 |
| 前 田 薫 子 | 福岡市議会議員 | ママちゃ会 | 福岡市中央区桜坂1-14-14-2F | 前 田 薫 子 | 平成23年2月1日 | 平成23年2月1日 |
| 眞 武 研 二 | 福岡市議会議員 | またけ研二後援会 | 福岡市東区箱崎1-12-22 | 眞 武 研 二 | 平成23年1月7日 | 平成23年2月3日 |
| 松 田 美 由 紀 | 大野城市議会議員 | 松田みゆきと子育てを応援する会 | 大野城市月の浦4-6-12 | 松 田 美 由 紀 | 平成23年2月15日 | 平成23年2月15日 |
| 村 瀬 敬 太 郎 | 篠栗町議会議員 | むらせ敬太郎後援会 | 糟屋郡篠栗町大字篠栗4348-3 | 村 瀬 敬 太 郎 | 平成23年2月28日 | 平成23年2月28日 |
| 山 口 雅 弘 | 大牟田市議会議員 | 山口雅弘後援会 | 大牟田市通町2-101 | 山 口 雅 弘 | 平成23年2月25日 | 平成23年2月25日 |
| 吉 村 悠 | 福岡県議会議員 | 吉村はるか後援会 | 北九州市小倉南区北方1-3-10 | 吉 村 悠 | 平成23年2月2日 | 平成23年2月7日 |

(21団体)

福岡県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する
受 付 期 間 平成23年2月1日～2月28日

平成23年7月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

| 資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項 | 内 容 | | 異動年月日 | 届出年月日 |
|-------------------------|----------|-------------|---------------|------------------|-------------------|------------|------------|
| | | | | 新 | 旧 | | |
| 井 上 幸 春 | みやこ町長 | 井上幸春後援会 | 公 職 の 種 類 | み や こ 町 長 | 福 岡 県 議 会 議 員 | 平成23年2月28日 | 平成23年2月28日 |
| | | | 主たる事務所の所在地 | 京都府みやこ町犀川大坂506-1 | 京都府苅田町大字尾倉3068-11 | | |
| 大 谷 拓 | 宮 若 市 長 | 大 谷 拓 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 宮若市宮田215-2 | 宮若市宮田81-1 | 平成23年2月23日 | 平成23年2月23日 |
| 佐 藤 茂 | 北九州市議会議員 | 佐藤しげる後援会 | 政 治 団 体 の 名 称 | 佐藤しげる後援会 | さとう茂後援会 | 平成23年2月18日 | 平成23年2月18日 |
| 塩 田 文 男 | 築上町議会議員 | P・M・A club | 公 職 の 種 類 | 築上町議会議員 | 福 岡 県 議 会 議 員 | 平成23年2月2日 | 平成23年2月2日 |

| | | | | | | | |
|-------------|---------|-------------------|------------|-------------------|---------------|------------|------------|
| 外 井 京 子 | 福岡県議会議員 | とい京子とすこやかな未来をつくる会 | 公 職 の 種 類 | 福岡県議会議員 | 福岡市議会議員 | 平成23年2月15日 | 平成23年2月18日 |
| 平 井 一 三 | 福岡県議会議員 | 平井一三後援会 | 公 職 の 種 類 | 福岡県議会議員 | 筑紫野市議会議員 | 平成23年2月14日 | 平成23年2月15日 |
| 牟 田 口 美 智 子 | 大木町議会議員 | 牟田口みち子後援会 | 主たる事務所の所在地 | 三潞郡大木町大字上牟田口914-2 | 三潞郡大木町上牟田口405 | 平成23年2月16日 | 平成23年2月16日 |
| 横 山 久 義 | 篠栗町議会議員 | 横山久義後援会 | 公 職 の 種 類 | 篠栗町議会議員 | 篠 栗 町 長 | 平成23年2月15日 | 平成23年2月15日 |

(8団体)

福岡県選挙管理委員会告示第79号

平成23年7月1日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

受 付 期 間 平成23年2月1日～2月28日

法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の指定の取消し届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 代表者の氏名 | 取消年月日 | 届出年月日 |
|------------------------|----------|-------------------|-----------|-------------|------------|
| 東 廣 喜 | 飯塚市議会議員 | 東 廣 喜 後 援 会 | 東 廣 喜 | 平成23年1月29日 | 平成23年2月14日 |
| 江 口 善 明 | 久留米市議会議員 | 江 口 よ し あ き 後 援 会 | 江 口 善 明 | 平成18年12月29日 | 平成23年2月14日 |
| 久 保 田 秀 利 | 那珂川町議会議員 | く ぼ た 秀 利 後 援 会 | 久 保 田 秀 利 | 平成21年3月31日 | 平成23年2月17日 |
| 中 西 毅 | 大野城市議会議員 | 中 西 つ よ し 後 援 会 | 中 西 毅 | 平成23年2月21日 | 平成23年2月21日 |
| 福 広 和 美 | 太宰府市議会議員 | 福 広 和 美 後 援 会 | 福 広 和 美 | 平成16年12月31日 | 平成23年2月9日 |
| 堀 田 英 雄 | 中間市議会議員 | 堀 田 英 雄 後 援 会 | 堀 田 英 雄 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月24日 |
| 松 尾 浩 孝 | 春日市議会議員 | 松 尾 浩 孝 後 援 会 | 松 尾 浩 孝 | 平成23年2月10日 | 平成23年2月10日 |
| 八 並 康 一 | 行橋市長 | 康 政 会 | 八 並 康 一 | 平成22年12月16日 | 平成23年2月16日 |
| 山 本 康 太 郎 | 小竹町長 | 山 本 康 太 郎 後 援 会 | 山 本 康 太 郎 | 平成22年12月31日 | 平成23年2月28日 |

(9団体)

福岡県公安委員会告示第174号

平成23年7月1日

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

福岡県公安委員会

| | | |
|------------------------------------|----------------------------|-------|
| 大善寺自動車教習所 久留米市大善寺南1-3-3 福山茂喜 | 大善寺自動車教習所 久留米市大善寺南1-3-3 | を |
| 」 | | |
| 大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3 福山茂喜 | 大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3 | に改める。 |
| 」 | | |

福岡県公安委員会告示第175号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成3年11月福岡県公安委員会告示第126号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

福岡県公安委員会

| | | |
|------------------------------------|----------------------------|-------|
| 大善寺自動車教習所 久留米市大善寺南1-3-3 福山茂喜 | 大善寺自動車教習所 久留米市大善寺南1-3-3 | を |
| 」 | | |
| 大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3 福山茂喜 | 大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3 | に改める。 |
| 」 | | |

福岡県公安委員会告示第176号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成16年12月福岡県公安委員会告示第210号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

福岡県公安委員会

| | | |
|------------------------------------|----------------------------|-------|
| 大善寺自動車教習所 久留米市大善寺南1-3-3 福山茂喜 | 大善寺自動車教習所 久留米市大善寺南1-3-3 | を |
| 」 | | |
| 大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3 福山茂喜 | 大善寺自動車学校 久留米市大善寺南1-3-3 | に改める。 |
| 」 | | |